

## 新制度についてもっと知りたい！



### Q 待機児童は解消されるの？

待機児童の解消は、新制度の大きな目的のひとつです。市では、地域のニーズを的確に反映した「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を今年度末までに策定し、計画に基づき保育を提供することで、待機児童の解消に努めていきます。

### Q 子育てのさまざまなニーズに応じた支援が必要だと思うけど…

急な仕事や病気、兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」や「病児保育」、「放課後児童クラブ」などの事業を市の「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけ、国からの財政支援を受けて実施することになります。

この「地域子ども・子育て支援事業」には、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て世帯を対象とした支援が含まれます。

## 施設についてのQ&A

### Q 今ある「幼稚園」や「保育所」はどうなるの？

既存の幼稚園や保育所から、認定こども園への移行は運営者の判断によるため、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営される場合もあれば、学校教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」へ移行する場合があります。

### Q 「幼稚園」や「保育所」が認定こども園などに変更するのはいつわかるの？

本市では、平成26年6月から7月にかけて、施設への意向調査を実施いたしました。その後、運営者が意向を固めることとなりますが、施設の利用者募集時期を踏まえると、施設の種類が変わることがわかる時期は、平成26年秋頃になります。

また、利用申込みにあたっては、施設に確認していただきたいと思います。

### Q 今、認可外保育施設を利用しているけど、新制度ではどうなるの？

現在の認可外保育施設(事業所内保育施設を含みます。)も、市が定める認可基準を満たせば、「地域型保育事業」(2ページ参照)を実施することもできます。

ただし、「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、供給体制を確保していきますので、必ずしも希望する施設すべてが「地域型保育事業」を行うとは限りません。

### Q 認定こども園に入るとどんなメリットがあるの？

認定こども園は、学校教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。保護者が働いている、働いていないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、認定こども園に通っていないおじさまのご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

## 保育の必要性の認定についてのQ&A

### Q 夜間労働をしているけど、保育を必要とする事由に該当するの？

保育を必要とする事由は、フルタイム勤務のほか、パートタイム勤務、夜間勤務など基本的にはすべての就労に対応することとしております。ただし、一時預かり保育で対応可能な短時間就労は除きます。

就労時間の下限については、現在、「宇都宮市子ども・子育て会議」にて、意見を聴取しているところです。会議の内容につきましては、詳しくは市のホームページをご覧ください。

### Q 「保育標準時間」と「保育短時間」の区分って就労以外はどうなるの？

国の検討内容では、親族の介護・看護なども「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けるとしています。ただし、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、特段の区分は設けず、「保育標準時間」を基本とする予定となっています。

### Q 現在、共働き家庭で、子どもを幼稚園に入園させるか保育所に入所させるか迷っているため、併願したいけど、『教育標準時間認定』（1号認定）と『満3歳以上・保育認定』（2号認定）のどちらの認定を受ければいいのか？

幼稚園と保育所の利用を希望されているため、両方の利用申込み手続きを行った上でまずは、『満3歳以上・保育認定』（2号認定）を受けていただき、その後、幼稚園に入園することになった場合は、速やかに、『教育標準時間認定』（1号認定）を受け直していただくことになります。

### Q 夫はフルタイムで働いていて、私は、9時から15時まで、週3日働くことが決まっています。1歳の子どもを預けたいと考えているけど、認定区分はどうなるの？

奥様の1か月当たりの勤務時間が、120時間未満であるため、認定区分は『保育短時間認定』になるものと思われます。本市においては、現在、保育所入所の申込みにあたり、「1日4時間以上週4日以上」働いていることを最低要件としておりますが、新制度においては、1か月あたりの勤務時間数が基準となり、その下限設定（最低要件）は、国が市町村の実情等に応じて、1か月あたり48時間から64時間までの範囲で定めることとしております。

### Q 子どもが満3歳以上の場合、地域型保育事業は利用できないの？

地域型保育事業は、原則0歳から2歳までのお子さまが対象となりますので、地域型保育事業を行う「小規模保育事業」や「家庭的保育事業（保育ママ）」には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することになっております。

このため、「連携施設」において、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。

なお、満3歳以上児のお子さまが小規模保育事業などで引き続き保育が必要であると市が判断した場合は、満3歳以降も利用できることがあります。

### Q 今、家庭で1歳の子どもの育児をしていて、保育を必要とする事由に該当しないけど、何も支援は受けられないの？

認定こども園や保育所、地域型保育事業を利用する場合は、保育を必要とする事由に該当し、支給認定を受けていただくことになり、ご家庭で子育てされている方については、支給認定を受けていなくても「地域子育て支援拠点事業」や「一時預かり事業」などの「地域子ども・子育て支援事業」（3・4ページ参照）をご利用いただけます。

## 利用についてのQ & A

### Q 幼稚園と認定こども園の利用手続きは違うの？

幼稚園への入園手続きは、給付対象施設への移行の有無に関わらず、今までと同様です。認定こども園についても、保育を必要としない場合（1号認定）であれば、幼稚園と同じです。

ただし、認定こども園の保育を必要とする場合（2号・3号認定）は、市が利用調整しますので、利用手続きの詳細は、10月以降に保育所や認定こども園などの入所のご案内をいたします。

また、給付対象の幼稚園と認定こども園は、入園内定後に支給認定の手続きが必要となります。

### Q 現在、4歳の子どもが幼稚園に通っているけど、通っている幼稚園が、平成27年4月から幼保連携型認定こども園になると聞いています。このまま継続して通えるの？

引き続き通えます。ただし、幼児教育『教育標準時間認定』（1号認定）を受けていただくために必要な手続きがあります。手続きにつきましては、10月以降に、現在、通われている幼稚園を經由し、書類をお渡しする予定です。

### Q 認定こども園に通う、1号認定と2号認定の子どもにどんな違いがあるの？

1号認定のお子さまについては、「教育標準時間」の認定で4時間程度の教育時間となります。

2号認定のお子さまについては、「保育標準時間（11時間）」又は「保育短時間（8時間）」となり、預かり時間が「教育標準時間」と比べて長くなります。

### Q 一時預かり保育を利用したいのですが、どのような手続きをすればいいの？

現在、国で制度設計中のため、分かり次第すみやかにお知らせします。

## 保育料についてのQ & A

### Q 今、通っている幼稚園が給付対象の幼稚園や認定こども園になった場合、保育料は変わるの？

給付対象の幼稚園になったり、認定こども園に類型が変わったりした場合は、基本的には市が定める保育料（世帯の所得に応じた金額）となるため、現在の保育料と変わる可能性があります。また、保育料の他に、園の判断により、教育・保育の質のさらなる向上のための「上乘せ徴収」や文房具代、制服代などの「実費徴収」がある場合があります。

### Q 今、通っている保育所が認定こども園になった場合、保育料は変わるの？

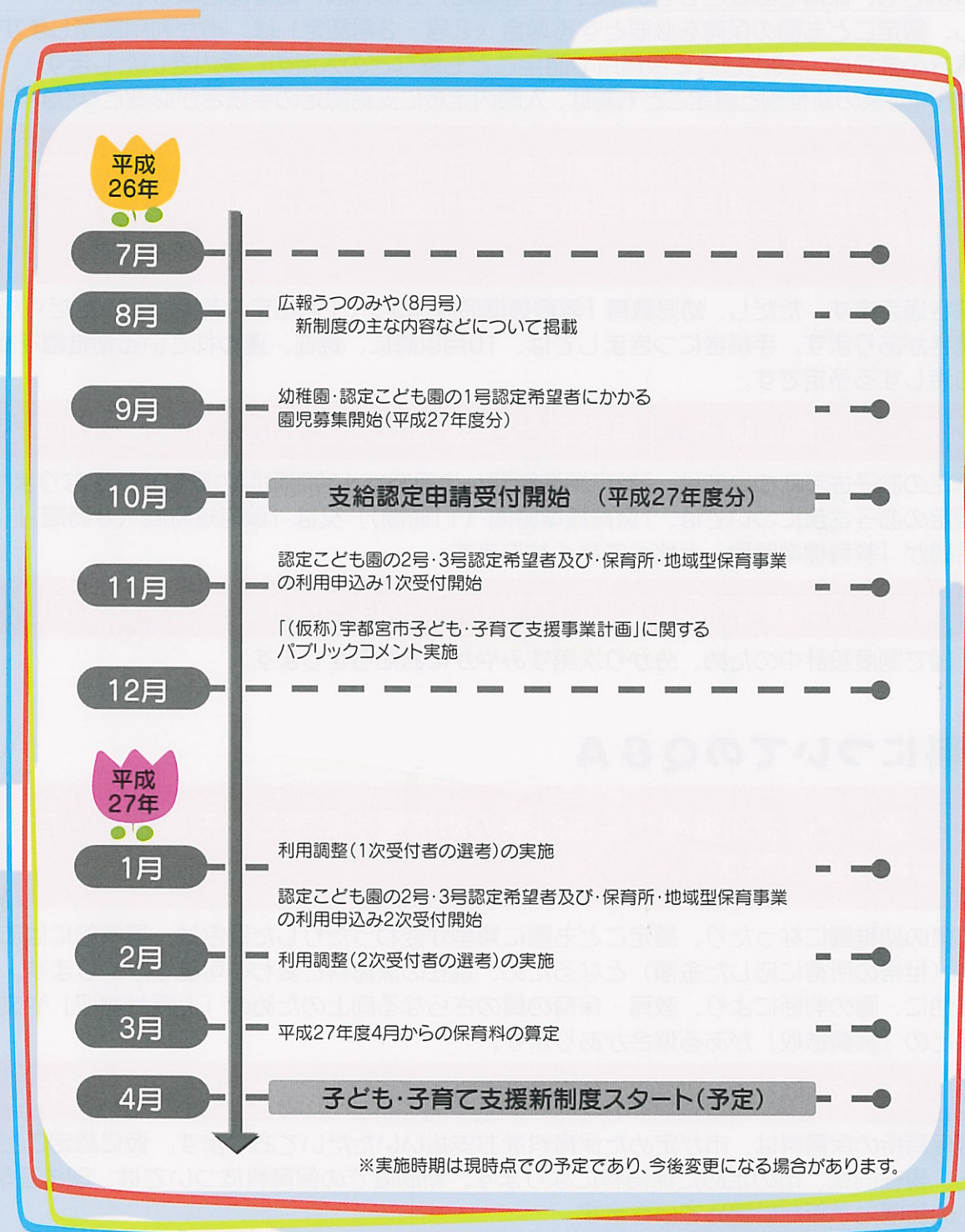
現在の保育所の保育料は、市が定めた保育料をお支払いいただいております。仮に認定こども園になっても、現在同様、市の定めた保育料になります。新制度での保育料については、国の基準額（7ページ）の範囲内で新たに定めていきます。

### Q 新制度に入らない今のままの幼稚園では、就園奨励費補助金はどうなるの？

今のままの幼稚園は、国の就園奨励費補助金制度が継続されます。



# 今後のスケジュール(予定)



## 発行者

宇都宮市 子ども部 保育課  
TEL 028-632-5206・5207  
FAX 028-638-8941  
E-mail u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

